



事故防止12号
平成30年4月16日

各都道府県知事
各保健所設置市長 殿
各特別区長

公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故情報収集等事業
執行理事 後信
(公印省略)

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 137」 の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報をまとめ、4月16日に「医療安全情報 No. 137」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加登録医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、当事業のホームページ (<http://www.med-safe.jp/>) にも掲載いたしておりますので、貴管下医療機関等に周知いただきご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願ひ申し上げます。



No.137 2018年4月

ホットパック使用時の熱傷

ホットパック使用時に熱傷をきたした事例が10件報告されています(集計期間:2014年1月1日~2018年2月28日)。この情報は、第50回報告書「事例紹介」(P.85)で取り上げた内容をもとに作成しました。

ホットパック使用時に熱傷をきたした事例が報告されています。

使用目的	件数	背景
保温	6	<ul style="list-style-type: none"> ・約1時間、同一部位に当て続けた ・四肢から離して置いたが、検査や処置後に皮膚に接触していた
血管拡張 (末梢静脈留置針挿入・採血)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・約30分以上、採血予定部位に当て続けた ・カバーを付けることになっていたが、カバーを付けずに使用した
血管痛の緩和	1	<ul style="list-style-type: none"> ・約1時間、点滴刺入部に当て続けた ・テープで固定して使用した
リハビリテーション時の温熱療法	1	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱説明書に記載のある厚さよりも薄いタオルで包んだ

※対象としたホットパックは、保温剤(ゲル)が塩化ビニル等のフィルムに包まれているものや、吸湿保温材(ペントナイトなど)が布製の袋に入っているものです。

ホットパック使用時の熱傷

事例 1

看護師は、ホットパックを電子レンジで加熱し専用の袋に入れ、患者の上肢に当てて温罨法を開始した。しばらくして患者は熱くなってきたと感じたが、自分でホットパックを外してよいか分からずそのままにしていた。約1時間後に看護師がホットパックを外すと、当てていた部位に発赤が生じていた。皮膚科医師が診察し、患者は低温熱傷と診断された。

事例 2

看護師は、患者の採血が困難なため、左前腕を温めることにした。当該ホットパックはカバーに入れることになっていたが、入れないまま左前腕を温め、1回目の採血を実施した。実施後もホットパックを同一部位に当て続け、約30分後に2回目の採血を実施した。その後、左前腕に発赤と水疱が生じていることに気付いた。皮膚科医師が診察し、患者は低温熱傷と診断された。

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・ホットパックの取扱説明書を読み、患者の状態に合わせて使用する。
- ・ホットパックを使用する際は、当てている部位を観察する。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会の専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。

本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。<http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.med-safe.jp/>